（参考様式１－２）

事前点検シート

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな | しろさとまち | ふりがな | しろさとまちのうそんちくかっせいかけいかく |
| 計画主体名 | 城里町 | 活性化計画名 | 城里町農村地区活性化計画 |
| 計画期間  事業実施期間 | 令和７年度　～　令和９年度  　令和７年度 | 総事業費（交付金） | 197,523千円（　51,828千円） |
| 活性化計画目標 | 地域産物の販売額の増加 102,473千円／年  交流人口の増加　165,171人／年  加工品の開発　10件／年 | 事業活用活性化計画目標 | 地域産物の販売額の増加 102,473千円／年  交流人口の増加　165,171人／年  加工品の開発　10件／年 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 計画主体 確認の日付 | 令和　　７年　　　１月　　　２８日 | 農林水産省 確認の日付 | 令和　７年　　　２月　　　３日 |

１　計画全体について

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 項　　　　目 | | チェック欄 | | 判　断　根　拠 |
| 計画主体 | 農林水産省 |
| 1-1 | 活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。 | | ○ | ○ | 活性化計画目標を農林水産物等の直売施設拡大に伴う販売強化及び加工室整備による６次産業化を推進し、併せて道の駅屋上広場や山河のアウトドアフィールドを活用したイベント等を拡充し、賑わいの創出を図ることにより新たな交流人口の拡大や農業者の所得の向上を目標としており、基本方針に掲げている「農山漁村における定住等及び地域間交流を促進することは、関係人口の創出のみならず、集落機能の維持にも寄与するものであり、農山漁村に新たな活力をもたらす」に適合するものである。 |
|  |  | 事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。 | ○ | ○ | 交付対象事業は、「交流対策事業」の地域連携販売力強化施設であり、交流人口の増加及び地域産物の販売額増加のための事業構成であり、妥当といえる。 |
|  |  | 活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。 | ○ | ○ | 農産物直売所拡大による地域農作物の販売及び加工品の開発（新商品）を図ることで、活性化計画の目標の販売額を確保し、道の駅かつらをリニューアルに伴いイベント等を拡充し、人を呼ぶコンテンツとして活用することで交流人口の増加につながるため整合性がとれている。 |
| 1-2 | 計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。 | | ○ | ○ | 城里町は初の申請であるため、改善計画期間中の活性化計画はない。 |
| 1-3 | 市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。 | | ○ | ○ | 第２次城里町総合計画－後期基本計画－に記載の「基本目標３　活力とにぎわいのあるまちの実現」にて、農林業の振興及び観光レクリエーションの振興に取り組む。高付加価値化の推進で新商品開発や加工工場整備促進、観光資源・施設の魅力の向上で道の駅かつらの建替と周辺環境整備とされているため、連携及び調和が図られている。 |
| 1-4 | 活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。 | | ○ | ○ | 城里町特産品直売センターかつら（道の駅かつら）移転整備検討委員会を設置し、令和２年10月26日の第１回検討委員会から令和３年12月27日の間に計６回、関係農林業者をはじめ地域住民と道の駅かつらの整備方針を検討し、基本計画を取りまとめた。  令和６年２月19日には農産物出荷者による生産者運営委員会において事業説明を行い、質疑や意見を伺った。（参加者：会長１名、副会長１名、監事２名、委員７名）。また、地域住民で組織する「御前山と那珂川活性化する会」とは、令和６年４月20日の総会に参加し、交流人口増加のためのイベント等の開催や適宜意見を伺っている。 |
|  |  | 活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。 | ○ | ○ | 城里町特産品直売センターかつら（道の駅かつら）移転整備検討委員会には、委員20名中、女性委員が３名、生産者運営委員会には11名中２名おり、女性の意見及び提案を聞く機会を設けている。 |
| 1-5 | 事業の推進体制は確立されているか。 | | ○ | ○ | 事業主体は城里町であり、新設後の管理運営は、既存管理運営体制の継続を予定していることから、事業の推進体制は確立されている。 |
| 1-6 | 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。 | | ○ | ○ | 地域活性化の目標及び事業活用活性化計画目標は、地域産物の販売額の増加、交流人口の増加、加工品の開発であり、整備メニューは「地域連携販売力強化施設」であることから整合性は確保されている。 |
|  |  | 農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。 | ○ | ○ | 該当なし |
| 1-7 | 計画期間・実施期間は適切か。 | | ○ | ○ | 施設開設は令和８年春を予定しており、計画期間は令和９年度までとしているため適切である。また、実施期間は、令和８年３月までを工期としているため適切である。 |
| 1-8 | 事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。 | | ○ | ○ | ・土地収用法による茨城県の事業認定  ・建築基準法による確認申請（建築物）  ・構造計算適合性判定申請  ・建築物エネルギー消費性能確保計画  ・河川法第24条、第26条第１項、第27条第１項、第55条第１項  事業実施に必要な許認可等は全て受けているが、今後、事業進捗上必要な認可許可等は必要時期に応じて申請を進める。 |
| 1-9 | 交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。 | | ○ | ○ | 総事業費：197,523千円  上限事業費：357.44㎡ × 290千円　＝　103,657千円  交付限度額：103,657千円　×　1/2　＝ 51,828千円  上記のことから、交付対象事業費は交付限度額の範囲内である。  なお、上限事業費を超える部分については町負担とする。 |
| １-10 | 活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。 | | ○ | ○ | 都市計画区域を除いた町内全域を計画区域としている。  （城里町全域）16,180ha － （過疎地域外）6,192ha  ⇒（計画区域）9,988ha  農林地面積／地域面積 ＝ 8,054ha／9,988ha ＝ 80.6%  農林漁業者／全就業者 ＝ 475人／3,607人 ＝ 13.1% |

２　個別事業について

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 項　　　　目 | | チェック欄 | | 判　断　根　拠 |
| 計画主体 | 農林水産省 |
| 2-1 | 自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。 | | ○ | ○ | 今回、新規に取り組む事業である。 |
| 2-2 | 土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。 | | ○ | ○ | 建築士に依頼し、建築基準法をはじめ、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性を確保するものとしている。施工の際は、施工管理委託業務を行い、検査体制を確保する。 |
|  |  | 実施要領別記３の別表２の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉕の地域資源活用交流促進施設、㉖の地域連携販売力強化施設、㉗の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉚の教養文化・知識習得施設、㉛の地域資源活用起業支援施設及び㉞の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。 | ○ | ○ | ２階建鉄骨造として、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、極力、内装の木質化に取り組んでいる。  当初は木造で建築する予定ではあったが、２階建てのため耐荷重を考慮すると、梁を増やすなど木材の使用量が多くなり、昨今のウッドショックによる木材の高騰やトータルコスト（耐用年数・維持管理）がかかることから鉄骨造とした。 |
|  |  | 木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。 | ○ | ○ | ２階建鉄骨造のため、該当しない。 |
| 2-3 | 増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記３に定める基準を満たしているか。 | | － | － | 該当なし。 |
| 2-4 | 交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表等による耐用年数がおおむね５年以上のものであるか。 | | ○ | ○ | 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第一により、  耐用年数は、  ・直売所（鉄骨造：金属造のもの（骨格材の肉厚が４mmを超えるものに限る。）は34年  ・電気設備（その他のもの）は15年  ・給排水又は衛生設備及びガス設備は15年  ・冷房、暖房、通風又はボイラー設備（その他のもの）は15年  ・昇降機設備（エレベーター）は17年  ・消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備は８年  であるため、すべておおむね５年以上である。 |
| 2-5 | 事業による効果の発現は確実に見込まれるか。 | |  |  |  |
|  |  | 費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業）費用対効果算定要領（令和４年４月１日付け３農振第3018号）により適切に行われているか）（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要） | ○ | ○ | 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領に基づき適切に行っている。 |
|  |  | 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。 | ○ | ○ | 投資効率＝１．７４である。 |
|  |  | 実施要領別記３の別表２の事業メニュー欄に掲げる㉝自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。 | － | － | 該当なし |
| 2-6 | 事業内容、事業実施主体等については実施要領別記３に定める要件等を満たしているか。 | | ○ | ○ | 地域連携販売力強化施設を整備する事業であり、事業実施主体は城里町である。事業対象地は五法指定区域であり、実施要領に定める要件等を満たしている。 |
| 2-7 | 個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。 | | ○ | ○ | 城里町が事業主体となって施設を整備し、管理運営については指定管理者制度を予定しており、目的外使用のおそれはない。 |
| 2-8 | 施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。 | |  |  |  |
|  |  | 地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。 | ○ | ○ | 既存道の駅かつらの農産物直売所の販売実績、道の駅の来場者数（レジ通過者数）の過去３年分の平均を参考に見込み販売額、見込み来場者数を算出している。 |
|  |  | 近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。 | ○ | ○ | 道の駅かつらは、茨城県内で第1号の道の駅として認定され、約31年間運営を続けており、毎年の事業報告書で来店者数の把握を行っている。  当町に隣接する３市町には、類似施設は４施設存在する。  ①笠間市「道の駅かさま」：距離29km、車で約37分  ②常陸大宮市「道の駅常陸大宮」：距離14km、車で約21分  　　　　　　「道の駅みわ」：距離17km、車で約21分  ③栃木県茂木町「道の駅もてぎ」：距離19km、車で約24分  住民の生活圏や距離等を考慮すると、４施設の利用者や出荷者について競合する可能性は低い。  令和６年８月に上記道の駅へアンケート調査を実施し、また、利用者アンケートも実施したうえで、十分な検討を行っている。 |
|  |  | 利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。 | ○ | ○ | 基本計画や近隣道の駅へのアンケート調査をもとに施設機能や消費者ニーズを把握し、十分な検討を行っている。 |
|  |  | 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。 | ○ | ○ | 基本計画策定時に検討している。また、道の駅かつらを本町の情報発信施設として、官公施設やゴルフ場、キャンプ場との有機的な連携が出来るようさらに検討する。 |
|  |  | ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。 | ○ | ○ | 本町と現管理運営者で連携し、広報・販売計画について協議し戦略的な運営を行っている。　連携協定を締結している常磐大学や地元中学校の学生が、若い外部目線で地域の生産者と交流することで生産者の思いをストーリー化し、農作物の新たな商品開発の取り組みをSNSで発信する。 |
| 2-9 | 施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。 | | ○ | ○ | 城里町特産品直売センターかつら（道の駅かつら）移転整備検討委員会において、女性委員や障害者の意見や提案等を取り入れ、基本構想・計本計画を策定した。 |
| 2-10 | 事業費積算等は適正か。 | |  |  |  |
|  |  | 過大な積算としていないか。 | ○ | ○ | 基本設計にて施設規模・構造等から概算費用を算出し、土木建築設計積算基準等により実施設計が完了し、適切に積算されている。 |
|  |  | 建設・整備コストの低減に努めているか。 | ○ | ○ | 当初、木材を全面に活用した建築としていたが、鉄骨造とトータルコストを比較検討し、鉄骨造に変更するなど、整備費の低減に努めている。 |
|  |  | 附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか。）。 | ○ | ○ | 建物及び事業上必要な施設を対象としており、汎用性の高い付帯施設は対象としていない。 |
|  |  | 備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか。）。 | ○ | ○ | 備品は交付対象としていない。 |
| 2-11 | 整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。 | | ○ | ○ | 整備予定場所は、国道123号に隣接し、さらに国道及び隣接する那珂川に架かる橋梁の改修工事も予定されておりアクセスは向上する。現道の駅が隣接する場所に建設するため、農林業業者や利用者に認知されている。また県立自然公園内にある「御前山」と清流「那珂川」に隣接する立地で自然を活かしたアウトドアフィールドとして交流人口の増加にも寄与することから適正である。 |
| 2-12 | 施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか。 | | ○ | ○ | 事業用地内の用地買収は完了し、確保している。 |
| 2-13 | 体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記３に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。 | | － | － | 該当なし |
| 2-14 | 交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。 | |  |  |  |
|  |  | 実施要領別記３の別表２の（１）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記１のⅡのⅡ－１の第２の４の（２）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。 | － | － | 該当なし |
|  |  | 整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く）。 | ○ | ○ | 整備する農産物直売所の延べ床面積は357.44㎡であり1,500㎡以内である。 |
|  |  | 施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか（既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか）。 | ○ | ○ | 施設の上限事業費は、  対象事業費：197,523千円  上限事業費：357.44㎡ × 290千円　＝　103,657千円  交付限度額：103,657千円　×　1/2　＝　51,828千円  なお、上限事業費を超える部分については町負担とする。 |
| 2-15 | 地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。 | |  |  |  |
|  |  | 地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。 | ○ | ○ | 指定管理者が中心となり、生産者と連携し町内農産物の販売を主軸にしている。また、生産者出荷者運営委員会を年４回開催し、協議、イベント開催、研修等を実施している。 |
|  |  | 生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。 | ○ | ○ | 現道の駅に農作物等を販売している生産者は160人おり、令和５年の実績では年間約109,218千円である。しかしながら直売所が手狭なため売場不足もあり、年々売上が下降している。  施設の新設（リニューアル）により、売り場面積の拡大、加工施設の整備により、新商品の開発や加工品等６次産業化でブランディングを行い、販売戦略の拠点とし稼げる施設としてブランド化を図る。 |
|  |  | １年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。 | ○ | ○ | 年間を通じて運営を行い、管理運営者において継続的な雇用と所得を生み出す施設である。  現在の雇用人数：24人　⇒　開業時：54人予定（30人増） |
|  |  | ６次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。 | ○ | ○ | 城里町特産品直売センターかつら（道の駅かつら）移転整備検討委員会において、女性委員や障害者の意見や提案等を取り入れ、基本構想・計本計画を策定した。 |
| 2-16 | 事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。 | | ○ | ○ | 財政課と検討・協議済みである。活用予定の起債は、合併特例債、緊急防災・減災事業債、過疎債である。 |
| 2-17 | 入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。 | | ○ | ○ | 一般競争入札による適切なものである。 |
| 2-18 | 整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。 | |  |  |  |
|  |  | 維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか。）。 | ○ | ○ | 施設整備後は、指定管理者制度により、適切に管理・運営する予定となっている。 |
|  |  | 収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。 | ○ | ○ | 収支計画を策定している。また、経営診断を受けて適正であると診断されている。 |
| 2-19 | 他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。 | | ○ | ○ | 道の駅全体の建築工事費を面積で按分し、対象事業費を算出している。 |
| 2-20 | 他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか  （ある場合には、事業名を記載すること。）。 | | ○ | ○ | 他の事業との重複申請はない。 |
| 2-21 | 生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。 | | ○ | ○ | 農産物等を販売することを主な目的とする施設であり、生産振興を主たる目的としていない。 |
| 2-22 | 他の施策（強い農業づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。 | | ○ | ○ | 他の施策等で交付対象となる施設ではない。 |
| 2-23 | 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和４年４月１日付け３農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記３の別紙２（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）。 | | ○ | ○ | 地域別農業振興計画（中山間地農業ルネッサンス事業）に該当する取組み施設である。 |

注１　項目について該当がない場合はチェック欄に「－」を記入すること。

２　活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

３　事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。